

令和3年5月20日
関東信越厚生局

保険医療機関の行政処分について

令和3年5月19日、関東信越地方社会保険医療協議会に「保険医療機関の指定の取消」について諮問した結果、諮問のとおり答申がありました。

これを受け、関東信越厚生局長は、以下のとおり行政処分することを決定しましたのでお知らせします。

【行政処分等の内容】

保険医療機関の指定の取消

- | | |
|--------------|--|
| (1) 名 称 | 恵比寿ブエナヴィスタクリニック |
| (2) 所 在 地 | 東京都渋谷区恵比寿四丁目5番3号
ブエナヴィスタ恵比寿1階・地下1階 |
| (3) 開 設 者 | 春山 茂雄 |
| (4) 指定の取消年月日 | 令和3年5月21日 |
| (5) 根拠となる法律 | 健康保険法（大正11年法律第70号）
第80条第1号、第2号、第3号及び第6号 |

【行政処分に至った経緯】

情報提供により、個別指導を実施したところ、春山医師が当該医療機関に不在時の診療体制について明確な回答が得られなかったことから個別指導を中断した。

その後、患者調査を行ったところ、無診察による不正な診療報酬請求が強く疑われたことから、指導を中止し、平成30年12月17日から令和元年11月29日までに計9回の監査を実施し、結果として「行政処分の主な理由」に記載した事実を確認した。

【行政処分の主な理由】

当該保険医療機関の監査を実施した結果、以下の事実を確認した。

- (1) 保険診療と認められていない自己診療を請求していた。（その他の請求）
- (2) 医師が自ら診察していないにもかかわらず、診療報酬を請求していた。（その他の請求）

【診療報酬の不正請求額】

監査で判明した不正請求数、金額は次のとおり。

件 数	58件
不正請求額	478,856円

※ なお、監査で判明した以外の分についても不正請求等があったものについては、監査の日から5年前まで遡り、保険者等へ返還させることとしている。